

(その1)

- 注意 (1) この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を除き、政治団体に関して届け出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。



収支報告書

(平成 25 年分)

(ふりがな)

(せいかつのと う ちばけんだいさんくそうしふ)

1 政治団体の名称 生活の党 千葉県第3区総支部

2 主たる事務所の所在地 千葉県市原市姉崎海岸27

3 代表者の氏名 岡島 一正

4 会計責任者の氏名 片岡 武豊

事務担当者の氏名

安部 伸康

(電話) 090-2548-4053

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

☒ 第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 岡島 一正

公職の種類 衆議院小選挙区

(現職・候補者の別) (候補者)

国会議員関係政治団体に関する例の適用期間

☐ 1年を通じて適用

☒ 対象年の途中で適用の異動あり

(異動ありの場合のみ以下を記入)

平成25年1月17日 から 平成25年12月 31日 まで

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、すべての領収書を保管すること。

処理欄 (下欄には何も記載しないこと)

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
183030	25	1	0100	0000	260203

異動

1	新規
2	修正
3	取消

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☒ 政党の支部

☐ 政党

☐ その他の政治団体(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

(以下 指定有の場合のみ記載)

公職の種類

(現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

☐ 1年を通じて適用

☐ 対象年の途中で適用の異動あり

(異動ありの場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

整理番号

翌年への繰越金

¥114,538 8

10 13
0 2 0 0

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表0200と表1600及び(その18)宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

	14	16	77	88
(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	10,701,164
① (前年からの繰越額)	0	2	0	0
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)	0	3	0	10,701,164
(2) 支 出 総 額 (表1400の合計額)	0	4	0	10,586,630
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0	114,534

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。→

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A	0	6	0	6,000
員 数	0	7	0	3

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0 8 0	5,735,000	内訳を表0600へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0 9 0	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1 0 0	1,000,000	内訳を表0611へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1 1 0	0	内訳を表0620へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1 2 0	6,735,000	
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕	1 3 0	0	内訳を表0700へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附	1 4 0	0	内訳を表1000へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)	1 5 0	6,735,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考	
14	16	17	76	77 十億	78 百万	79 千	80 円		89	108	
			生活の党		3	960	000	/		東京都千代田区永田町2-12-8永田町SRビル3F	
			内訳)		1	500	000	/	25. 06. 05		
						800	000	/	25. 06. 24		
						160	000	/	25. 07. 02		
						700	000	/	25. 07. 05		
						200	000	/	25. 09. 10		
						200	000	/	25. 10. 10		
						200	000	/	25. 11. 08		
						200	000	/	25. 12. 10		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計								
9	0	0	合 計 F			3	960	000	/		

10 13
0 5 0 0

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

(その6)

(6) その他の収入											
14 16 17				76 77 金 額 88				収 入 年 月 日		備 考	
				十 千	百 万	千	円				
8	0	0		こ の 頁 の 小 計							
8	1	0		1 件 10 万 円 未 満 の も の						164	
9	0	0		合 計 G						164	

→※10万円未満のその他の収入については、
合算してこの欄に記載すること。

10 13
0 6 0 0

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)										寄 附 者 の 区 分		個 人	
14 16 17 寄 附 者 の 氏 名			76 77 金 額				88 年月日	89 住 所	108 職 業	備 考			
				十 萬	百 万	千	円						
			岡島 正徳 /		3	635	000 /		市原市光風台2-207 /				
			内訳)			120	000 /	25. 01. 29 /					
						300	000 /	25. 03. 11 /					
						20	000 /	25. 03. 13 /					
						200	000 /	25. 04. 03 /					
						450	000 /	25. 04. 09 /					
						250	000 /	25. 04. 21 /					
						15	000 /	25. 08. 22 /					
						400	000 /	25. 10. 15 /					
						10	000 /	25. 11. 28 /					
						400	000 /	25. 12. 02 /					
						750	000 /	25. 12. 27 /					
						720	000 /	25. 12. 30 /					
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		3	635	000 /	※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。					
8	1	0	そ の 他 の 寄 附										
9	0	0	合 計										

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

10 13
0 6 0 0

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊟と記載すること。

(その7) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)									寄 附 者 の 区 分		個 人	
14 16 17 寄 附 者 の 氏 名			76 77 金 額 88				年月日	89 住 所 108	職 業	備 考		
			十 萬	百 万	千	円						

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党（の支部）が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

政党(支部)用

(その7) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表620へ記載すること。)

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体				
14	16	17	76 77 団 体 の 名 称 金 額				88	年月日	89	主たる事務所の所在地	108	代表者の氏名	備考
				十	百	千	円						
			市原起業㈱			500	000	25. 04. 23	千葉県市原市姉崎850-1			岡島 正徳	
			市原起業㈱			500	000	25. 05. 10	千葉県市原市姉崎850-1			岡島 正徳	
8	0	0	この頁の小計			1,000	000						
8	1	0	その他の寄附				0						
9	0	0	合 計			1,000	000						

→ ※ 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細については別紙その14、その15及び表1500の注意書きを参照。)

団 体 区 分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)	政治活動費内訳書(表1500)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要		
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	「コピー機により 複写した領収書 の写し」が必要 ※資金管理団体は必要	必要	政治資金パーティーを 開催した場合に必要

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	14	16	77	88	備 考
1 経 常 経 費	0	1	0	十 萬 千 円	
(1) 人 件 費	0	1	0	5,682,132	
(2) 光 熱 水 費	0	2	0	103,177	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	3	0	1,742,219	
(4) 事 務 所 費	0	4	0	3,059,102	賃借 1814325 通信 1237847 事務管理費 6930
小 計 ((1)~(4))	8	0	0	10,586,630	
2 政 治 活 動 費	0	5	0	十 萬 千 円	
(1) 組 織 活 動 費	0	5	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(2) 選 挙 関 係 費	0	6	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※ ^計	0	7	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
イ 宣伝事業費	0	9	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
エ その他の事業費	1	1	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(4) 調 査 研 究 費	1	2	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1	3	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
(6) そ の 他 の 経 費	1	4	0	0	うち本部・支部間の交付金 円
小 計 ((1)~(6))	8	0	1	0	本部・支部間の交付金合計 円
合 計	9	0	0	10,586,630	

※本表070行には080行~110行(ア~エ)の合計を記入すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十 億	百 万	千	円				
電気料 /			13	814 /	25.02.20 /	東京電力 /	千葉市美浜区幸町1-21-19	
電気料 /			12	963 /	25.03.11 /	東京電力 /	千葉市美浜区幸町1-21-19	
電気料 /			10	358 /	25.10.22 /	東京電力 /	千葉市美浜区幸町1-21-19	
この頁の小計			37	135 /				
その他の支出			66	042 /				
合 計			103	177 /				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十	百	千	円				
ガソリン代金 /			30	954 /	25.02.12 /	(有)京葉興産 /	千葉県市原市青柳2-2-5 /	
LPガス代金 /			12	350 /	25.02.16 /	興栄燃料(株) /	千葉県千葉市中央区新宿2-5-10 /	
コピー機消耗品代金 /			45	731 /	25.03.11 /	リコージャパン(株) /	千葉県船橋市本郷町538	
ガソリン代金 /			28	562 /	25.03.11 /	(有)京葉興産 /	千葉県市原市青柳2-2-5 /	
ガソリン代金 /			63	105 /	25.04.23 /	(有)京葉興産 /	千葉県市原市青柳2-2-5 /	
ガソリン代金 /			323	189 /	25.05.10 /	市原カーカレヂ(株) /	市原市姉崎海岸27	
ガソリン代金 /			74	804 /	25.05.24 /	(有)京葉興産 /	千葉県市原市青柳2-2-5 /	
ガソリン代金 /			46	366 /	25.06.12 /	(有)京葉興産 /	千葉県市原市青柳2-2-5 /	
ガソリン代金 /			74	287 /	25.07.09 /	(有)京葉興産 /	千葉県市原市青柳2-2-5 /	
封書作成 /			154	350 /	25.07.10 /	(株)弘報社印刷 /	千葉市緑区古市場町474-268千葉印刷団地内	
看板制作費 /			57	750 /	25.07.10 /	(株)三報社 /	千葉県千葉市若葉区小倉町1288-3	
印刷用ラベル /			25	550 /	25.08.22 /	ハイブリットサービス(株)アスクル担当販売店	東京都中央区新川1-3-17 新川三幸ビル6F	
この頁の小計			936	998 /	※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
その他の支出								
合 計								

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分		備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
ガソリン代	千	百	十	25. 08. 22	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
ガソリン代				25. 08. 31	市原カーカレヂ(株)	市原市姉崎海岸27	
コピー機消耗品代金				25. 09. 20	リコージャパン(株)	千葉県船橋市本郷町538	
ガソリン代				25. 09. 24	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
コピー機消耗品代金				25. 09. 30	ハイブリット・ビズネス・システム担当販売店	東京都中央区新川1-3-17 新川三栄ビル6F	
コピー機消耗品代金				25. 10. 21	リコージャパン(株)	千葉県船橋市本郷町538	
ガソリン代				25. 11. 20	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
ガソリン代				25. 11. 20	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
ガソリン代				25. 12. 12	(有)京葉興産	千葉県市原市青柳2-2-5	
この頁の小計							
その他の支出							
合 計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

- 注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分		事務所費（賃借料）	
支出の目的 ※具体的に記入すること	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
		百万	千 円				
家賃 /			78,000	25.02.13	第一物産㈱ /	千葉県緑区菅田町2-20	
リース料金 /			31,378	25.03.12	リコーリース㈱ /	東京都江東区東雲1-7-12	
家賃 /			78,000	25.03.12	第一物産㈱ /	千葉県緑区菅田町2-20	
リース料金 /			31,179	25.03.18	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
リース料金 /			31,080	25.04.04	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
家賃 /			78,000	25.04.05	第一物産㈱ /	千葉県緑区菅田町2-20	
家賃 /			78,000	25.04.24	第一物産㈱ /	千葉県緑区菅田町2-20	
リース料金 /			31,080	25.05.07	リコーリース㈱ /	東京都江東区東雲1-7-12	
家賃 /			78,000	25.05.27	第一物産㈱ /	千葉県緑区菅田町2-20	
リース料金 /			31,080	25.06.04	リコーリース㈱ /	東京都江東区東雲1-7-12	
家賃 /			78,000	25.06.26	第一物産㈱ /	千葉県緑区菅田町2-20	
リース料金 /			31,080	25.07.04	リコーリース㈱ /	東京都江東区東雲1-7-12	
この頁の小計			654,877				
その他の支出							
合 計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 具体的に記入すること	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		百万	千 円				
家賃 /			78,000 /	25.07.26 /	第一物産(株) /	千葉県緑区菅田町2-20	
リース料金 /			31,080 /	25.08.05 /	リコーリース(株) /	東京都江東区東雲1-7-12	
家賃 /			78,000 /	25.08.23 /	第一物産(株) /	千葉県緑区菅田町2-20	
車両リース料金 /			120,000 /	25.08.31 /	市原カーカレヂ(株) /	市原市姉崎海岸27	
リース料金 /			36,498 /	20.09.04 /	リコーリース(株) /	東京都江東区東雲1-7-12	
家賃 /			78,000 /	25.09.25 /	第一物産(株) /	千葉県緑区菅田町2-20	
リース料金 /			31,290 /	25.10.21 /	リコーリース(株) /	東京都江東区東雲1-7-12	
家賃 /			78,000 /	25.10.28 /	第一物産(株) /	千葉県緑区菅田町2-20	
リース料金 /			31,290 /	25.11.20 /	リコーリース(株) /	東京都江東区東雲1-7-12	
家賃 /			78,000 /	25.11.29 /	第一物産(株) /	千葉県緑区菅田町2-20	
家賃 /			78,000 /	25.12.24 /	第一物産(株) /	千葉県緑区菅田町2-20	
リース料金 /			31,290 /	25.12.20 /	リコーリース(株) /	東京都江東区東雲1-7-12	
この頁の小計			749,448 /				
その他の支出							
合 計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
		百万	千 円				
車両リース料金			80,000	25.12.27	市原カーカレヂ(株)	市原市姉崎海岸27	
家賃			330,000	25.12.28	市原カーカレヂ(株)	市原市姉崎海岸27	
この頁の小計			410,000				
その他の支出							
合 計			1,814,325				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。

(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。

(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(5) 金融機関等への振込による支出は、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十 千	百 万	千	円				
電話料金 /			48	026 /	25. 02. 12 /	NTTファイナンス(株) /	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			13	568 /	25. 03. 11 /	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			18	407 /	25. 03. 11 /	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			10	312 /	25. 04. 10 /	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			16	654 /	25. 04. 10 /	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			16	492 /	25. 04. 25 /	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			16	743 /	25. 05. 27 /	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金 /			16	238 /	25. 06. 25 /	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
郵便代金			130	900 /	25. 07. 02 /	日本郵便株式会社 /	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵便代金			80	750 /	25. 07. 02 /	日本郵便株式会社 /	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵便代金			89	950 /	25. 07. 02 /	日本郵便株式会社 /	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵便代金			43	355 /	25. 07. 02 /	日本郵便株式会社 /	東京都千代田区霞が関1-3-2	
こ の 頁 の 小 計			501	395 /	※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
そ の 他 の 支 出								
合 計								

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。

(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(5) 金融機関等への振込による支出は、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費(通信費)		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十 億	百 万	千	円				
郵便代金			55	550	25. 07. 02	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵便代金 /			253	500	25. 07. 02	日本郵便株式会社 /	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話料金 /			11	008	25. 07. 25	NTTファイナンス(株) /	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			16	666	25. 07. 25	NTTファイナンス(株) /	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金 /			18	008	25. 09. 10	NTTファイナンス(株) /	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			16	491	25. 09. 25	NTTファイナンス(株) /	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			15	767	25. 10. 25	NTTファイナンス(株) /	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金 /			25	647	25. 11. 25	NTTファイナンス(株) /	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			15	832	25. 12. 25	NTTファイナンス(株) /	東京都港区芝浦1-2-1	
						日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
こ の 頁 の 小 計			428	469		※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。		
そ の 他 の 支 出			307	983				
合 計			1,237	847				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

**資金管理団体用
国会議員関係政治団体用**

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
		百 万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出			6	930				
合 計			6	930				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
☒ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 2 月 3 日

政治団体の名称 生活の党 千葉県第3区総支部

会計責任者の氏名 片岡 武豊



※解散の場合以外は、代表者の氏名は記入しないこと (通常は未記入となります。)

(代表者の氏名



※解散の場合は、解散届も必要となります。

政治資金監査報告書

平成26年1月27日

生活の党 千葉県第3区総支部

代表 岡 島 一 正 殿

登録政治資金監査人

登 録 番 号

研 修 修 了 日

永 村 龍 次

第3398号

平成22年2月15日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、生活の党千葉県第3区総支部の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、第19条の13第2項の定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴収した収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行ったことを報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、生活の党千葉県第3区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員政治団体の会計責任者が当該帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書

に係る支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、振込み明細書に係る支出目的書は会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

生活の党千葉県第 3 区総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、生活の党千葉県第 3 区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上